

介護のおしごと PR 動画制作事業委託業務 企画競争契約候補者選定指針

1 目的

この指針は、介護人材確保促進事業企画競争実施委員会設置要綱（平成 28 年 3 月 23 日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第 1 条の規定に基づき、札幌市が実施する介護のおしごと PR 動画制作事業を委託する契約候補者の選定に関する事項を定めるものとする。

2 選定手順

(1) 一次（書類）審査

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。なお、企画提案者が 4 者以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 二次（ヒアリング）審査

上記(1)の評点に基づき、上位 4 者の企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(2)の評点に基づき、契約候補者を選定する。

3 評価方法

介護人材確保促進事業企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の委員により、本業務に係る「提案説明書」、「仕様書」及び本指針に基づき、企画提案書等の内容を審査し、採点を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(2) 採点

1 つの企画提案につき、実施委員会の各委員が評価基準表の 4 項目について 100 点満点で採点し、各委員の採点の合計を評点とする。

なお、各項目の採点基準は下表のとおりとする。

採点基準	点数 (20 点満点の項目)	点数 (30 点満点の項目)
特に優れている	20 点	30 点
優れている	16 点	24 点
普通	12 点	18 点
やや不十分	8 点	12 点
不十分	4 点	6 点

(3) 最低基準点

評点の満点（100 点×委員数）の 60% を最低基準点とする。

4 契約候補者の選定について

(1) 契約候補者の選定

評点が最低基準点以上の者のうち、最も高い評点を得た者を契約候補者として選定する。

(2) 同点の場合

評価基準表の項目「1 業務理解度に対する評価」の合計点が最も高い者を原則、契約候補者として選定する。

なお、上記項目の合計点についても同点である場合は実施委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(3) 二次審査における企画提案者が1者のみであった場合

評点が最低基準点以上であった場合には契約候補者として選定する。

(別紙)

評価基準表

評価項目及び評価の観点		配点
1 業務理解度に対する評価		
○ 業務の目的を十分に理解し、提案に反映させているか。 ○ 介護職の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらを踏まえたものとなっているか。		20 点
2 企画制作の構成の評価		
○ 介護業務の魅力・やりがいをしっかりと捉え、企画制作に反映されているか ○ 各世代(ターゲット)ごとに考慮された内容となっているか ○ 仕様書に示された用途に利活用しやすい構成となっているか ○ インターネットでのウェブ配信により見込まれる効果の提案は具体的かつ適正か		30 点
3 制作映像の表現の評価		
○ 介護業務の魅力を視聴者にわかりやすく伝える工夫がなされているか ○ 視聴者にとって強く印象に残る工夫がなされているか ○ 映像に合わせて効果的な説明がなされているか ○ 内容は独自性があり、他の自治体と差別化が図られているか		30 点
4 業務遂行能力の評価		
○ 類似業務の実績はあるか ○ 事業の関連分野に関する知見や関係者とネットワークを有している等の優位性はあるか。 ○ 事業全体のスケジュールに妥当性はあるか ○ 事業を実施する上での十分な人員体制が確保されているか ○ 経費の内訳は、業務内容に見合った額となっているか。		20 点
合計（委員 1 名の満点）		100 点